

まちなかウォークブル社会実験

ストリートチャレンジ 2022

募 集 要 項

2022.07

一 宮 市

目次

1. 社会実験の目的	1
2. 社会実験の概要	2
(1) 実施種別と概要	2
(2) 実施場所の使用条件	3
3. 募集内容と募集条件	4
(1) 募集内容	4
(2) 参加資格	5
4. 活動に対する支援内容	6
5. スケジュール	6
(1) 社会実験実施までの進め方	6
(2) 説明会	7
(3) 応募方法・期限	7
(4) 応募後の流れ	8
(5) 実施に伴う申請・届出・協議	8
6. 基礎事項・条件	8
(1) 原則	8
(2) 基本事項	8
(3) 実施・撤去	9
(4) 出品物	10
(5) 緊急時の対応、事故、苦情対応	10
(6) 悪天候、自然災害の対応	11
(7) 新型コロナウイルス等の感染防止対策	11
7. お問い合わせ	11

1. 社会実験の目的

シンボルロードである銀座通りと本町通り、その周辺の広場や公園などでいろんな活動を展開する社会実験を行います。みなさんが想う「やりたいこと」を少しずつでも実現し、新しい驚きと発見の生まれる、新たなまちなかの風景を一緒に描きませんか。

昨年、一宮市は中核市になり市政施行 100 周年を迎えました。次の 100 年、今よりもっと居心地がよく、魅力と豊かさにあふれ、そしていつも新しい発見やワクワク感のある“まちなか”へと変えていくためのきっかけとしていきます。

■社会実験の位置づけと、期待する想い

一宮市では「ウォークアブル空間デザインプロジェクト」を展開し、まちづくりの中核を担う中心市街地である一宮駅周辺約 1 キロメートル圏内において、道路、駅前広場、公園及び駅前ビル等のまちなかの空間資源のリノベーションにより、居心地が良く歩きたくなる空間づくりを通じて、民と官の多様な連携・共鳴による豊かなまちづくりを進めています。

このプロジェクトの一部である社会実験では、公共空間をゆったりとくつろいだり、様々な活動を行ったりする場所へと実際に試してみることで、「将来の新しいまちなかの風景に向けてどんな空間が必要か、どのような方が参加してもらえるか、どうすれば利用しやすくなるのか、車や人の流れに変化はどう影響するのか」など、みなさんの想いを未来に紡ぐための取り組みです。

お気に入りの散歩コースとして、通勤通学のちょっと一息つく場所として、子どもの遊び場として、通勤帰りにふらりと立ち寄れる場所として、あるいはワークショップや展示など新しい何かに出会える場所として。ただ通り過ぎるだけでなく、多くの方がくつろぎ、過ごす場所であるために、皆さんでじっくりどんなことができるかを考え・試すチャンスです。

2021 年につづき 2 回目となる今回の社会実験では、さらに多様性と可能性を感じられる取組みを展開したいと考えています。この社会実験をきっかけに、多くの方が「自分たちの場所」と思えるような「まちなかの風景」を創造することに一緒にチャレンジしませんか。

2. 社会実験の概要

(1) 実施種別と概要

社会実験は3つの種類があります。今回の募集はミライアクションA・Bが対象です。

なお、ミライアクションCの募集は、別途行います。

種別	ミライアクションA (3日間)	ミライアクションB (166日間)	ミライアクションC (183日間)
募集期間	2022年10月7日(金) ～10月9日(日)	2022年9月17日(土) ～2023年3月1日(水)	2022年8月31日(水) ～2023年3月1日(水)
対象エリアと活動時間	銀座通り(車道) 10/7(金):17時～20時 10/8(土)・9(日) :10時～20時 銀座通り(歩道) :8時～20時 本町通り :11時～20時 公園や広場など※ :10時～20時	銀座通り(車道)※ :対象外 銀座通り(歩道)※ :8時～20時 本町通り※ :11時～20時 公園や広場など :10時～20時	銀座通り(車道) :対象外 銀座通り(歩道) :8時～20時 本町通り :11～20時 公園や広場など :10時～20時
活用空間	車道空間(通行止め) 歩道空間 公園・広場空間	— 歩道空間 広場空間	— 歩道空間(ベンチ・造作物等)、広場空間
募集活動	■エリア出展※	■エリア出展※ ■個別事業者出展※	■エリア出展※ ■個別事業者出展※ ■個人出展※

※対象エリアと対象時間については原則的なものであり、協議調整の可能性はあります。

本町通りは11時～20時が車両通行止めで、設営撤収を含む車道上の活動時間です。

※エリア出展：複数の事業者をとりまとめ、一体となってエリアで出展する活動

個別事業出展：物販飲食出店や体験など一般市民が参加できる個別活動

個人出展：個人や仲間で公共空間を活用する活動

※公園や広場は、葵公園、夢織り広場、宮前三八市広場です。

3. 募集内容と募集条件

(1) 募集内容

まちなかのにぎわいや新しい風景の創出、一宮市全体の活力創造やプロモーションにつながるさまざまな活動を募集します。

(具体的な活動の例示)

- ・ 一宮市らしいアクティビティや活動に関連したプロモーション
- ・ 道路や広場の滞在性、快適性を高める飲食や物販、マーケット
- ・ ワークショップ
- ・ スポーツやアクティビティに関する体験教室
- ・ インスタレーションやショー、アート展示など
- ・ 商店街と連携した活動
- ・ 面的なイベント企画 など



ストリートチャレンジ 2021 の様子

(2) 参加資格

本事業の目的に賛同するとともに、公共性・公益性を理解し、まちなかのにぎわい創出に寄与することが必要です。

(公共性・公益性)

- ・市民全体や不特定多数の利益につながる社会貢献的な活動であること
- ・単に営利活動や収益事業であることだけでなく、まちなかのにぎわい形成や滞在性・回遊性向上に資する活動であること
- ・法令、条例、規則等に違反する活動でないこと
- ・公序良俗に反する行為でないこと
- ・宗教的活動又は政治的活動でないこと
- ・暴力団もしくは暴力団員の利益につながる活動でないこと
- ・特定の寄付金の募集、募金活動、勧誘行為ではないこと

(参加資格)

- ・一宮市に在住や在勤在学、もしくは活動されている方で15歳以上の個人や団体
- ・活動に関する必要な許認可・免許等を有する方
- ・メールや電話での連絡が可能な方
- ・過去に市主催イベント等でトラブルがない方

上記を遵守できない方、または反した行為が確認された場合は、社会実験中であっても確認された時点で撤去していただくとともに許可を取り消します。なお、今後も一切の許可を認めません。

また、以下のいずれかに該当する方は実施できません。なお、許可後判明した方も社会実験中であっても確認された時点で撤去していただくとともに許可を取り消します。

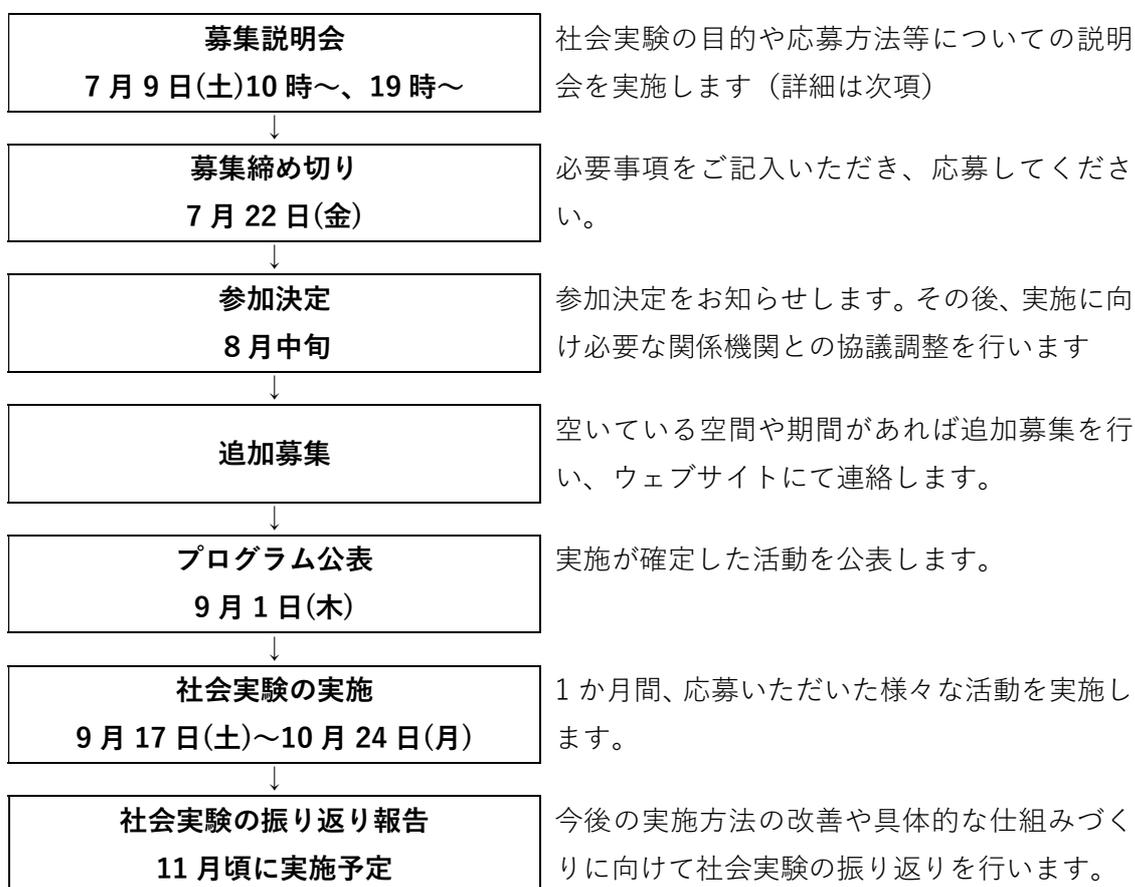
- ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）もしくは暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）、反社会的勢力である者（以下「暴力団等」という。）
- ・暴力団等と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）
- ・暴力団等や密接関係者が経営等を支配し、もしくは関与していることが明らかな者
- ・暴力団等や密接関係者と同一生計にある者
- ・暴力団等や密接関係者に関与している団体等に加入していることが明らかな者

4. 活動に対する支援内容

- ・企画実施に関する関係者との調整、相談及びコーディネートの協力
 - * 当日運営や準備は除く
- ・ウェブサイト、チラシ、SNS

5. スケジュール

(1) 社会実験実施までの進め方



(2) 説明会

下記の日時・場所で社会実験の概要や応募に関する説明会を行います（各回同じ内容です）。ただし、説明会の出席は社会実験応募の必要要件ではありません。

第1回 日時：2022年7月9日(土) 10時～11時

場所：一宮市市民活動支援センター会議室 または オンライン

第2回 日時：2022年7月9日(土) 19時～20時

説明会申込フォーム

場所：i-ビル2階大会議室 または オンライン

参加希望の方は、以下のフォームにてお申し込みください。

【URL】 <https://forms.gle/Lp5zEtfPzzuzijXR6>

右の二次元コードからもアクセスできます。



(3) 応募方法・期限

応募方法：応募は原則オンライン（パソコン、スマホ等）でお願いします。

やむを得ない場合は郵送・持参も可能です。

《オンラインの場合》

応募フォーム

・以下のURLにアクセスしてご応募ください。

【URL】 <https://forms.gle/BaakgyYdQn3FfUPp8>

右の二次元コードからもアクセスできます。



《郵送・持参の場合》

・下記の市ウェブサイトより応募用紙をダウンロードし、必要事項を記載の上、郵送・持参にてご応募ください。FAXは不可です。

【URL】

<https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/machidukuri/toshikeikaku/1044402/1043807/1051103.html>

【ページID】 1051103

郵送先：〒491-8501 一宮市本町 2-5-6

一宮市まちづくり部 都市計画課内

まちなかウォーカーブル社会実験 2022 事務局

持参先：一宮市役所 8階 一宮市まちづくり部 都市計画課



応募期限：2022年7月22日(金)（持参は17時まで。郵送は当日必着）

(4) 応募後の流れ

- ・ 応募内容の実現に向け、趣旨等のヒアリングを適宜行います。
- ・ 法規制の確認を行い、必要な申請、関係機関との協議を行います。
- ・ 他の応募内容と時間や場所が重複する場合、または関係機関との協議等の結果から、希望する応募内容や時期、場所について、事務局から変更をご提案する場合があります。
- ・ 関係機関協議や必要な申請等が整い、応募者との合意が確認できましたら、決定した内容・日時・場所について連絡します。

(5) 実施に伴う申請・届出・協議

- ・ 道路占用、道路使用に関する許認可事務は事務局にて行いますが、必要な情報や資料が必要です。求めに応じ、速やかに対応してください。
- ・ 道路占用、交通規制、道路使用、都市公園使用等の許可条件等を遵守してください。
- ・ 活動スタイル（方法、種類、形態）により異なる保健所や消防の手続き等は、各自で行ってください。

6. 基礎事項・条件

(1) 原則

社会実験としての基礎事項、利用条件、関係諸法規及び行政官庁の指導を遵守できない方、または反した行為が確認された場合は、社会実験中であっても確認された時点で撤去していただくとともに許可を取り消します。また、今後も一切の許可を認めません。

また、プログラムの選定は事務局の判断とさせていただきます。また、今後も一切の許可を認めません。予めご了承ください。

(2) 基本事項

① 地域との合意形成

- ・ 音、におい、排気、利用時間の順守や沿道店舗の営業など、沿線住民や店舗に充分配慮し、必要な対策・配慮を各自で行ってください。
- ・ 音楽などの音出し行為の内容やボリュームについては、地域住民等への十分な配慮と理解が必要です
- ・ 地元住民や近隣店舗に不快感や嫌悪感を与える行為や活動は禁止です。
- ・ 地下駐車場や周辺駐車場をご利用ください。路上駐車は禁止です。

②歩行者、来場者及び沿線関係者への安全確保

- ・ 決められたエリア以外へ什器の設備等を置かないでください。
- ・ 什器や実施者が用意する設備については転倒防止措置を講じてください。
- ・ 一般に通行する歩行者の安全確保を行うとともに事務局による交通誘導がある場合はその指示に従ってください。また、点字ブロック通行部分は必ず確保してください。

③公共空間の魅力向上

- ・ 公共空間のトータルコーディネートに沿わないこと（過度な色彩のキッチンカー、のぼり旗や看板とその設置数、大きさ、材質、字体など）は事前及び利用中に修正をお願いすること、また、修正に応じない場合には利用中においても利用（出店）をお断りする場合があります。
- ・ 利用スタイルは、法規制等の範囲内で調整させていただく場合があります。
- ・ 修正や利用スタイルの調整等による損害の補償などは一切致しません。

④社会実験への協力

- ・ 社会実験の検証のため、性別・年代別・時間帯別の来場者数、また営利事業の場合には売上金などの集計・報告が必要です。
- ・ 事務局が実施するアンケートやヒアリングに必ず対応してください。
- ・ 事務局にて社会実験中の風景を写真等で記録し、各種報告や広報で使用しますので予めご了承ください。

⑤広報活動

- ・ Instagram、市ウェブサイト、SNS、記者発表などにより情報発信をします。
- ・ 実施者情報を発信する場合、利用の状況や提供物のイメージが分かる画像等の提供を依頼しますので、ご協力ください。

（3）実施・撤去

①実施・撤去に関する注意事項

- ・ 開催中は応募者本人または団体メンバーが実施してください。
- ・ 開催時間内は、必ず1名は常駐し、来場者の対応をしてください。
- ・ 利用にかかる必要機材（実施者や使用するテーブル・椅子を含む）は、すべて実施者側で準備、設営及び撤収などを行ってください。
- ・ 利用場所は公共空間であることから設営及び撤去の作業は、周辺の交通の妨げにならないよう十分に注意し、時間内に迅速に準備・撤去してください。
- ・ 日を跨ぐ場合においても、原則、必要機材は撤去してください。ただし、場合によって

は利用場所に置くことが認められることがあります。

- ・ 現地で発生したごみや排水等は、実施者により適正に処理してください。

②火気の使用、禁煙

- ・ 火気の使用は、関係機関と調整により許可できる場合もあります。
- ・ 社会実験の実施場所は全て禁煙です。喫煙する場合は、周辺の喫煙所を利用するなど、ルールやマナーを遵守するとともに、来場者への案内にもご協力ください。

(4) 出品物

①出店禁止物品

- ・ 盗品、コピー品、偽ブランド品など法令に抵触するもの
- ・ 医薬品、危険物、生き物など法令で規制されているもの
- ・ 来場者や他の実施者からの苦情の恐れのあるもの
- ・ ギャンブル性のあるもの
- ・ その他、提供するのに相応しくないと判断するもの

②酒類の提供

- ・ 酒類の提供は可能です。ただし、取扱いに関する許可等は実施者にて取得してください。
- ・ 国、県及び市からの各種規制や要請により、販売の制限や禁止措置が生じる可能性があります。
- ・ 未成年禁酒法及び愛知県青少年保護育成条例を遵守し、未成年に販売・提供は禁止です。
- ・ 目視出来る箇所に、必ず年齢確認の貼紙を行い、年齢確認を行ってください。
- ・ 車運転の有無を確認し、車を運転する方への販売は禁止です。
- ・ コロナの状況で提供が不可能となる場合がありますので予めご了承ください。

(5) 緊急時の対応、事故、苦情対応

- ・ 会場内でけが、火災、事故、事件、盗難等のトラブルが発生した場合、実施者により速やかに通報してください。
- ・ 事務局は、会場内での事故・損害等について、主催者の故意、または重大な過失に基づくことを除き一切の責任は負いません。
- ・ 利用中に発生した第三者への損害などの人的損害や利用場所における公共物の破損等の物的損害に対する全ての賠償責任は実施者に帰属しますので当事者である実施者の責において処理してください。
- ・ クレームは実施者の責任において適切に対応するとともに速やかに事務局へ報告してください。

- ・ 利用時において、実施者又は実施者の従業員等が損害を受けても、事務局は一切責任を負いません。
- ・ 不測の事故、災害等により利用が不可能となった場合、そのために生じた損害の補償は致しません。
- ・ 出店物等は、実施者が各自の責任において管理することとし、万一の盗難や事故等に対する補償については、事務局は一切の責任を負いません

(6) 悪天候、自然災害の対応

- ・ 雨天等による利用中止の判断は、各自でお願いします。
- ・ 暴風警報、大雨警報、洪水警報、大雪警報等が発令され、人命の危険や事故の恐れがある場合は中止となります。
- ・ 地震等の自然災害で人命の危険や事故の恐れがある場合は中止します。

(7) 新型コロナウイルス等の感染防止対策

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点により、中止となる場合がありますので予めご了承ください。
- ・ 業種毎のガイドライン等を参考に各自で感染防止対策をお願いします。
- ・ 利用時の感染拡大状況を踏まえ、事務局より事前に対策を確認するとともに特段の対策をお願いすることがありますので予めご了承ください。

7. お問い合わせ

相談内容のすれ違いを避けるため、電話での対応を受けてはおりません。お問い合わせは、全てメールでお願いします。

まちなかウォークアブル社会実験 ～ストリートチャレンジ 2022～

E-mail : info.iwspd@gmail.com

主 催：一宮市

共 催：一宮まちなか未来会議

事務局：特定非営利活動法人志民連いちのみや

一宮市まちづくり部都市計画課

協 力：NEAコンソーシアム（代表 大日本コンサルタント株式会社）

デザイン：ambientdesigns

